

# 期日入札による公売参加手続きについて【高松国税局】

## I 期日入札とは

期日入札とは、入札による公売のうち、国税局長等が定めた期日に入札書を担当職員に提出した後、開札を行って最高価申込者を決定する入札方法をいいます。

## II 公売公告から入札までの手順

### 1 公売財産等の公告

公売公告には、公売公告番号、売却区分番号、公売財産の種類、公売財産の見積価額、公売保証金の額、入札期間、開札日時、開札場所等が記載され、高松国税局の掲示板に掲示されます。

### 2 期日入札にかかる入札期間

入札日時は令和3年12月2日（木）午後2時05分から午後2時25分です。

なお、受付は午後1時00分から開始しますので、必ず受付を済まして公売保証金を納付してください。

### 3 入札までの手続

#### (1) 公売財産の確認

入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況を確認し、登記登録制度のあるものは、関係公簿等を閲覧した上で入札してください。

#### (2) 用意していただくもの

##### イ 公売保証金

入札に当たって公売保証金を要する公売財産については、その公売財産ごとに定められた公売保証金の金額に相当する現金。

##### ○ 公売保証金の納付の期限

令和3年12月2日（木）午後1時50分

##### ロ 身分に関する証明

入札参加者の本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続を行う場合は、代理人本人）の身分に関する証明を提示又は提出していただきますので、運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。

法人代表者の場合には商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面を併せてお持ちください。

##### ハ 委任状（委任者の印鑑証明書の添付が必要）

代理人が入札手続を行う場合は、代理権限を証する委任状が必要です。

なお、法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人のために入札手続を行う場合にも、代表権限を証する委任状が必要です。

##### ニ 暴力団員等に該当しない旨の陳述書

公売財産が不動産の場合は、暴力団員等に該当しない旨の陳述書の提出が必要です。

なお、入札者が法人の場合は、法人の役員を証する書面として「商業登記簿に係る登記事項証明書」を陳述書と併せて提出してください。

また、入札者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合は、その許認可等を受けたことを証明する文書の写しを陳述書と併せて提出してください。

##### ホ 収入印紙（200円）

入札者が営利法人又は個人事業者の場合、落札できなかった公売財産の公売保証金の返還を受ける際には、公売財産ごとに領収証書用の収入印紙が必要となります。

### (3) 入札書の記載

入札書には、住所（所在地）、氏名（商号）、売却区分番号、入札価額及びその他必要な事項を記載してください。

公売財産は「売却区分番号」で整理されていますので、入札書は「売却区分番号」ごとに作成してください。

なお、入札書には、個人にあつては住民登録上の住所及び氏名、法人にあつては商業登記簿上の所在地及び商号を記載してください。

また、入札書の記載に当たっては、字体を鮮明にし、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じた場合は、新たに入札書を請求して書き直してください。

### (4) 入札書の提出に当たっての留意事項

一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。

また、一人が同一区分の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

<p>○ <b>入札締切の日時</b> <b>令和3年12月2日（木）午後2時25分</b></p>
--

## 4 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 滞納者本人等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者
- (2) 換価処分等の執行妨害等の行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者

## Ⅲ 開札から権利移転までの手続き

### 1 開札

#### (1) 開札の日時

令和3年12月2日（木）午後2時25分

#### (2) 開札の方法

開札の場所において入札者の面前で行います。

### 2 最高価申込者及び次順位買受申込者の決定

最高価申込者の決定は、開札日時において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高価額の者に対して行います。

なお、開札の結果、最高価申込者が2名以上いる場合は追加入札を行います。追加入札の価額が同額の時は、くじで最高価申込者を決定します。

また、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者で次順位買受申込者の資格に該当する者に対する次順位買受申込者の決定は、最高価申込者の決定後、直ちに開札場所において行いますので、次順位買受の申込を希望するときは申し出てください。

### 3 公売保証金の返還

最高価申込者と次順位申込者以外の入札者が納付した公売保証金は、その場で返金いたします。

返金に際しては高松国税局所定の領収証書に署名していただきます。事業者等の方については収入印紙(200円)の貼付が必要となります。

### 4 売却決定の日時

令和3年12月16日（木）午前9時00分に、最高価申込者に対して行います。

なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項各号に掲げる日

に行います。

## 5 買受代金の納付

買受人（最高価申込者）は、売却決定後の令和3年12月16日(木)午後2時00分までに買受代金の全額を現金で、高松国税局の担当窓口において納付してください。

なお、買受代金を高松国税局が指定した金融機関の口座に振り込むこともできます。

買受代金の納付についていずれの方法により納付されるかを申し出てください。

おって、買受人が買受代金の全額を納付した後に、その者に対して「売却決定通知書」を送付します。

## 6 権利移転手続等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。

買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。ただし、農地については、農業委員会等の許可又は届出の受理があったときに権利移転の効果が生じます。

また、公売財産が不動産である場合は、国は引渡し義務を負いませんので注意してください。

なお、土地の境界については、隣接所有者と協議してください。

## 7 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転手続に必要な登録免許税、郵送料等は、買受人の負担となります。

## 8 権利移転の登記嘱託

権利移転の登記又は登録は、買受人の請求により高松国税局において関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うこととされていますから、買受人は、買受代金の全額を納付した場合には、当局に対し速やかに権利移転の登記又は登録の請求をしてください。

# IV その他

## 1 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等をした後であっても、買受代金納付前においては売却決定等が取り消される場合があります。

(1) 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納国税の完納の事実が証明されたとき

(2) 買受人が、買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき

(3) 国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)の規定が適用された場合

## 2 買受申込み等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後であっても、法律の規定に基づき滞納処分 of 続行の停止がされる場合があります。

この場合、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込み等の取消しをすることができます。

## 3 公売保証金の国庫帰属等

買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合は、その者の納付した公売保証金は、その公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付します。

なお、国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者の納付した公売保証金は、国庫に帰属します。

## 入札当日に用意していただくもの

### 1 入札者が個人の場合で、本人が入札に参加するとき

1	公売保証金（現金）
2	身分証明書
3	「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」及び関係書類
4	収入印紙（200円） ※使用しない場合があります。

### 2 入札者が個人の場合で、**代理人が入札に参加するとき**

1	公売保証金（現金）
<b>2</b>	<b>委任状</b>
<b>3</b>	<b>委任者の印鑑証明書</b>
4	代理人の身分証明書
5	「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」及び関係書類
6	収入印紙（200円） ※使用しない場合があります。

### 3 入札者が法人の場合で、代表者が入札に参加するとき

1	公売保証金（現金）
2	身分証明書
3	法人の商業登記簿謄本（代表権限を確認するために必要です。）
4	「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」及び関係書類
5	収入印紙（200円） ※使用しない場合があります。

### 4 入札者が法人の場合で、**代表者以外の者（代理人）が入札に参加するとき**

1	公売保証金（現金）
<b>2</b>	<b>委任状</b>
<b>3</b>	<b>法人の印鑑証明書</b>
4	法人の商業登記簿謄本（代表権限を確認するために必要です。）
5	代理人の身分証明書
6	「暴力団員等に該当しない旨の陳述書」及び関係書類
7	収入印紙（200円） ※使用しない場合があります。